

和歌山県公安委員会指定自動車教習所における仮免許事務処理要領

(最終改正：平成29年3月17日 和歌山県公安委員会規程第3号)

和歌山県公安委員会指定自動車教習所における仮免許事務処理要領を次のように定める。

和歌山県公安委員会指定自動車教習所における仮免許事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の規定により、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が公安委員会指定自動車教習所（以下「教習所」という。）に委託した仮運転免許事務（以下「仮免許事務」という。）の実施要領について定めるものとする。

(仮免許事務)

第2条 この要領にいう仮免許事務は次に掲げるものとする。

- (1) 運転免許申請書の受理
- (2) 仮運転免許に係る運転免許試験の実施（可否の判定を除く。）
- (3) 仮運転免許証の作成及び交付

(仮免許事務実施者)

第3条 仮免許事務の実施者は、管理者とする。

(試験計画)

第4条 管理者は、毎年、仮運転免許試験実施計画を作成し、仮運転免許学科試験実施計画（変更）届（別記様式第1号）並びに仮運転免許学科試験補助者及び適性試験補助者届（別記様式第2号）により和歌山県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に報告しなければならない。

(仮運転免許申請の受理)

第5条 仮運転免許の申請は、運転免許申請書により申請させること。

2 運転免許申請書には、技能試験免除の事由となる修了証明書を添付させること。

3 申請の受理に当たっては、免許の欠格事由の有無等運転免許の受験資格についての点検を確実にすること。

(試験手数料の徴収)

第6条 管理者は、試験申込みの日に、受験者から受験手数料として和歌山県収入証紙を運転免許申請書にちょう付の上納入させるものとする。

2 管理者は、試験実施後、運転免許申請書を取りまとめ仮運転免許試験手数料送付書（別記様式第3号）に添付して、速やかに運転免許課長に送付するものとする。

(適性試験)

第7条 適性試験は、管理者又は副管理者（以下「管理者等」という。）が行うこととする。

2 適性試験補助者には事前に試験の方法、判定の方法等について十分な教養を行うこと。

3 適性試験は、学科試験に先立って確実にを行い、入校時に実施した適性検査を代替しないこと。

(学科試験)

第8条 学科試験は、管理者等が行うこととする。

(試験問題の保管及び出入)

第9条 試験問題は、運転免許課長から交付を受けたものを使用すること。

2 教習所に仮運転免許試験問題保管簿を備え付け、試験問題の受領年月日、返還年月日、種類及び部数等を明らかにしておくこと。

3 交付を受けた試験問題の保管は管理者が行い、施錠のある保管庫等に確実に保管し、盗難、紛失等の防止に努めること。

4 試験問題の出し入れは、管理者等が行うこととし、出し入れに当ってはその都度確実に点検を行い、試験問題の漏洩はもとより、紛失、破損、き損、汚損等の防止に努めること。

5 試験問題は仮運転免許試験以外に使用しないこと。

(運転免許試験答案カードの交付と保管)

第10条 運転免許試験答案カードは、運転免許課長から交付を受けること。

2 交付を受けた運転免許試験答案カードの保管は管理者が行い、施錠のある保管庫等に確実に

保管し、盗難、紛失等の防止に努めること。

- 3 教習所に運転免許試験答案カード受払簿を備え付け、出し入れの状況を明らかにしておくこと。

(試験問題の指定)

第11条 管理者等は、試験を実施するときは、その都度、運転免許課長から試験問題の指定を受けること。

- 2 管理者等は、試験問題指定受理簿を備え付け、試験問題の指定を受けたときは、その状況を明らかにしておくこと。

(試験の場所)

第12条 試験場所は、不正防止と公平を確保し得る静穏かつ一定の広さをもつ室を指定することとし、学科教室を使用する場合は、試験内容に影響を与えるような展示教材等は撤去しておくこと。

(試験の方法)

第13条 受験者に対する指示、試験の方法等については別表第1「学科試験実施要領」に基づき実施すること。

(仮運転免許証用紙の交付と保管)

第14条 仮運転免許証用紙は、運転免許課長から交付を受けること。

- 2 交付を受けた仮運転免許証用紙の保管は管理者が行い、施錠のある保管庫に確実に保管し、盗難、紛失等の防止に努めるとともに、仮運転免許証用紙受払簿を備え付け、出し入れの状況を明らかにしておくこと。
- 3 仮運転免許証用紙の出し入れは、管理者等が行うこと。
- 4 書損、汚損、破損等した仮運転免許証用紙は、その都度、仮運転免許証書損等用紙送付書(別記様式第4号)に添付して運転免許課長に送付すること。

(仮運転免許証の作成)

第15条 仮運転免許証の作成に当たっては、運転免許申請書、仮運転免許試験受験票、修了証明書等に基づき所要の事項を記載のうえ写真を貼付し、仮運転免許試験受験票に契印すること。

- 2 仮運転免許証の交付番号は、10桁とし、府県コード、教習所コードを組み込み、暦年ごとに付すること。

(合否の決定)

第16条 仮運転免許試験実施後、管理者等は速やかに運転免許申請書、運転免許試験答案カード、仮運転免許試験受験票、仮運転免許証等の関係書類を次の区分に従って送付し合否の決定を受けるとともに、仮運転免許証に押出スタンプの刻印を受けること。

(1) 和歌山市内の教習所 運転免許課長

(2) その他の地域の教習所 当該教習所の所在地を管轄する警察署長

- 2 運転免許試験答案カードを送付する場合は、実施日ごとに取りまとめ、運転免許試験答案カード送付書(別記様式第5号)に添付して送付すること。

(交付)

第17条 管理者等は、運転免許課長及び和歌山市以外の教習所の所在地を管轄する警察署長(以下「運転免許課長等」という。)の合否の決定を受けた後、速やかに受験者に合否の発表をするとともに、合格者に対し仮運転免許証を交付するものとする。

- 2 仮運転免許証を交付したときは、仮運転免許証交付簿の所定欄に合格者の受領印を徴しておくこと。
- 3 管理者等は、仮運転免許証の交付に当たっては、合格者に対し路上運転上の注意、安全運転の心得等について指導すること。

(仮運転免許証交付手数料の徴収)

第18条 管理者は、仮運転免許証を交付したときは、受験者から仮運転免許証交付手数料として和歌山県収入証紙を仮運転免許証交付簿にちょう付の上納入させるものとする。

- 2 管理者は、仮運転免許証交付後、仮運転免許証交付簿を取りまとめ、仮運転免許証交付手数料送付書(別記様式第6号)に添付して、速やかに運転免許課長等に送付するものとする。

(報告)

第19条 管理者は、仮運転免許試験を実施したときは、当月の実施結果を仮運転免許証申請手数料の送付状況表（別記様式第7号）、仮運転免許証交付手数料の送付状況表（別記様式第8号）及び仮運転免許証用紙及び運転免許試験答案カード使用状況（別記様式第9号）により、翌月5日まで運転免許課長に報告するものとする。

（公文書ファイル）

第20条 管理者は、仮免許事務に関する公文書ファイルを備え付けなければならない。

2 前項に規定する公文書ファイル及び保存期限は、別表第2「管理者が備え付けなければならない公文書ファイル及び保存期限」のとおりとする。

（秘密の保持）

第21条 教習所の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、委託に係る免許関係事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（補則）

第22条 この要領に定めのない仮免許事務の実施に関する事項は、その都度、公安委員会と教習所が協議して処理するものとする。

別表第1

学科試験実施要領

項 目	実 施 要 領
1 不正受験の防止	(1) 試験内容に影響がある展示教材等有無の確認と撤去 (2) 受験者の座席指定 (3) 受験者が本人であることの確実な人定（受験票の写真との照合、免許証による確認等） (4) 私語の禁止 (5) 不正その他疑わしい行為の禁止 (6) 受験者の途中退場の禁止（止むを得ず退場した場合は再入室の禁止） (7) 机上に出しておく物の指定 (8) 答案カードの配布（1人1枚）
2 試験開始に当たっての説明	(1) 受験番号票についての説明 (2) 試験時間と問題数（30分に50問）及び時間の計測方法についての説明 (3) 答案カードの記載方法についての説明 (4) 解答方法についての説明 ・ マークシート方式でかつ正誤式であること ・ 自動車を運転しているつもりで問題を読むこと ・ 問題は最後までよく読んで判断すること (5) 破損、汚損、紛失等の防止のための問題の取り扱いについての説明 (6) 試験結果の発表についての説明 (7) 問題の配布と答案カードへの問題番号記入の説明 (8) 試験の開始
3 試験終了時の措置	(1) 試験終了の告知処置 ・ 終了を告げること ・ 問題を閉じさせること (2) 答案カードの回収と枚数の確認 (3) 問題の回収と枚数及び破損、汚損、落書き等の確認

別表第2

管理者が備え付けなければならない公文書ファイル及び保存期限

番号	簿 冊 名	保存期間
1	仮運転免許学科試験実施計画（変更）届	1 年

2	仮運転免許試験補助者及び適性試験補助者届	1	年
3	運転免許試験問題保管簿	襲	用
4	運転免許試験答案カード受払簿	襲	用
5	試験問題指定受理簿	1	年
6	運転免許受験者名簿	3	年
7	仮運転免許証用紙受払簿	襲	用
8	仮運転免許証交付簿	3	年
9	仮運転免許証申請手数料の送付状況表	1	年
10	仮運転免許証交付手数料の送付状況表	1	年
11	仮運転免許証用紙及び運転免許試験答案カード使用状況	1	年

(別記様式省略)